

八尾市長 田中 誠太 様

八尾市廃棄物減量等推進審議会
会長 吉田 弘之

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申）

平成 2 2 年 1 0 月 2 日付け、八経資第 1 1 6 号で諮問のありました八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申をもとに、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）が策定され、基本理念である「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」を、市民、事業者、行政等が共有し、その実現に向けてともに実践していくことにより、今後來る 9 年の間、八尾市がより一層ごみの減量および資源化を推進されることを切に願います。

循環型都市『やお』を創造するためには、行政だけがその創造に向けて取り組むのではなく、市民や事業者の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠であり、河内の進取の気風を生かし、市民・事業者・行政等が協働して取り組みを進められることを期待いたします。

なお、本計画の推進にあたり、当審議会の審議過程で述べられた意見や提案に十分配慮されるとともに、下記の事項について特に配慮されることを求めます。

記

1. ごみ減量のさらなる推進

大阪湾フェニックス計画は平成 33 年度に事業が終了する予定です。この事業を継続するとともに、搬入市町村における貴重な最終処分場としての機能を永続させるためにも、搬入市町村には、ごみ減量等に向けたより一層の努力が求められています。

また、八尾市においては、可燃ごみの焼却は、大阪市との共同処理（行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場）で行ってきましたが、大阪市域におけるごみの減量等に伴う大阪市のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、将来、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が必要となってくることも想定されます。このことから、ごみの減量化を進めることが将来の焼却施設の規模縮小につながるとともに、八尾市の管理運営経費や施設整備費の負担を大きく削減する効果をもたらします。

よって、循環型社会の構築のみならず、これらの要因へ対応するため、ごみの減量になお一層努めるよう求めます。

2. 事業系一般廃棄物の減量・資源化の促進

事業系一般廃棄物の減量にあたっては、事業活動に伴って排出されるごみの処理やリサイクルの責任は、排出者である事業者にあることを、経営者のみならず従業員にまで浸透する必要があります。八尾市においては、平成18年6月に事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を導入するとともに展開検査を実施し、適正排出・適正処理指導を行ってきましたが、さらなる減量と資源化に向けて、多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書の提出、事業系廃棄物管理責任者の選任といった制度についても積極的に運用されるよう求めます。

また、食品関連事業者から排出される食品廃棄物のリサイクルの促進は、国においても「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）が制定されており、循環型都市の創造に向けた重要な取り組みの一つです。よって、現行の事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度と整合を図った上で、早期に取り組むように審議会として先に提案いたしました。この提案に基づき、食品リサイクルの促進に係る取り組みを今後とも推進するよう求めます。

3. 家庭ごみへの有料制の導入

1. にて示したように、八尾市における課題を踏まえれば様々な取り組みが必要です。

なかでも家庭ごみの有料化については、①環境施策の展開に必要な財源の確保、②ごみ処理費用負担の公平化、③ごみの処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、④ごみの発生・排出抑制につながることから、八尾市においても早期に検討を行う場を立ち上げるとともに、慎重に議論を行うよう求めます。

4. 計画の進行管理

計画に示す基本施策が着実に実行されるよう、「計画（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を客観的に評価（Check）することにより、改善（Action）につなげる」というPDCAサイクルの基本理念に沿って、計画の進行管理に努めるよう求めます。また、循環型都市『やお』の創造を目指した施策を実施するため、全庁的な連携を密にするよう求めます。

更には、廃棄物に関する処理の流れやコストをはじめ、様々な情報の収集と提供に努め、教育、啓発及び指導を継続して行うよう求めます。